

指定障害者支援施設 三和の里 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つがる三和会が設置する障害者支援施設 三和の里（以下、「施設」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成25年4月1日施行。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図ることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとします。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとします。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

4 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令172号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

(1) 名称 障害者支援施設 三和の里

(2) 所在地 青森県弘前市大字三和字下恋塚189番地7

(実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員)

第4条 施設が実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとします。

(1) 生活介護 50人

(2) 施設入所支援 50人

(3) 短期入所（併設型） 3人

2 前項の規程にかかわらず、法の定めるところにより、定員を超過して受け入れることを可能といたします。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとします。なお員数については法の基準に従い配置するものとします。

(1) 管理者（常勤1名 サービス管理責任者兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとします。

(2) サービス管理責任者（常勤1名 管理者兼務）

サービス管理責任者は、施設ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとします。

(3) 医師（嘱託1名）

医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行うも

のとします。

- (4) 看護職員 (常勤3名)
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事するものとします。
- (5) 生活支援員 (常勤26名、非常勤1名)
生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事するものとします。
- (6) 事務職員 (常勤1名)
事務職員は、庶務及び会計に関する業務、並びに必要な業務に従事するものとします。
- (7) 栄養士 (常勤1名)
栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事するものとします。
- (8) 調理員 (常勤3名 非常勤1名)
調理員は、調理に従事するものとします。

(生活介護に係る営業日及びサービス提供時間)

第6条 実施する施設障害福祉サービスのうち、生活介護に係る営業日及びサービス提供時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後4時まで。
ただし、上記以外の時間もサービス提供することもあります。

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第7条 施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとします。

- (1) 生活介護
知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)
- (2) 施設入所支援
知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

(施設障害福祉サービスの内容)

第8条 施設障害福祉サービスの内容は以下のとおりとします。

- (1) 生活介護
 - 一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)
 - 二 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
 - 三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
 - 四 その他利用者の支援に関すること。
- (2) 施設入所支援
 - 一 夜間における食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)
 - 二 夜間における軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
 - 三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
 - 四 その他夜間における利用者の支援に関すること。
- (3) 短期入所
 - 一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)
 - 二 健康管理支援
 - 三 相談支援

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。

2 法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（訓練等給付費）の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとします。

3 前項のほか、次に定める費用については、利用者から支払いを受けるものとします。

(1) 生活介護

- 一 食費実費
- 二 日用品費実費
- 三 創作的活動に係る材料費の実費
- 四 余暇活動に係る材料費の実費

(2) 施設入所支援

- 一 食費実費
- 二 日用品費実費
- 三 創作的活動に係る材料費の実費
- 四 余暇活動に係る材料費の実費
- 五 光熱水費実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払いの同意を得るものとします。

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

第10条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、生活介護サービスに係る通常の実施地域は、県内とします。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合があります。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状が急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。

(苦情解決)

第13条 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

3 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

- 4 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により青森県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して青森県が行う調査に協力するとともに、青森県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 5 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して青森県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、青森県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 6 施設は、青森県、青森県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を青森県、青森県知事、市町村又は市町村長に報告するものとします。
- 7 施設は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとします。

（非常災害対策）

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（記録の整備）

第16条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとします。

- (1) 施設障害福祉サービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

（その他運営についての留意点）

第17条 施設は、適切な施設障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整

備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとします。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 施設は、従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者や成年後見人、またその家族等に関する個人情報を在職中、退職後を問わず漏洩することがないよう、必要な措置を講じるものとします。
- 3 施設は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておくものとします。
- 4 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つがる三和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。